

ID: 0425

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	使用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市津黄龍宮の潮吹交流施設条例 第6条		
例 規 番 号	平成29年条例第22号		
【根拠条文】 (使用の許可) 第 6 条 交流施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 (1) 交流館の交流スペース (2) 交流広場 (3) 第 1 駐車場の自動精算機内及び第 2 駐車場 (4) 第 1 駐車場の自動精算機外 2 市長は、施設の管理上必要な範囲で、前項の許可に条件を付することができる。 【基準】 根拠条文、第 7 条及び長門市暴力団排除のための公共施設の利用規制に関する条例第 3 条の規定による。 (交流施設の使用制限又は拒否) 第 7 条 市長は、交流館の交流スペース又は交流広場を使用する者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 建物又は附属設備器具を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) 管理上支障があると認められるとき。 2 市長は、第 1 駐車場又は第 2 駐車場を使用する者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の入場を拒否し、又は駐車場からの退場を命ずることができる。 (1) 発火、引火又は爆発のおそれのある物品を積載しているとき。 (2) 著しく悪臭を発生する物品等を積載しているとき。 (3) 他の自動車の駐車を防げる物品を積載しているとき。 (4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。 (規制及び使用料の返還) 第3条 市長等は、個別条例等の定めにかかわらず、公共施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該利用を許可しない。 2 市長等は、既に公共施設の利用の許可をしている場合においても、その利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該許可を取り消し、又は利用を停止することができる。この場合において、その利用者に損害が生じることがあっても、市長等は、賠償の責めを負わない。 3 市長等は、前項の規定に基づき公共施設の利用の許可を取り消した場合において、既に使用料が納付されているときは、速やかに当該使用料を返還しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	令和 2 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日